

ドミニカ共和国政府による夜間外出禁止令の期間延長について

令和3年6月30日
在ドミニカ共和国日本国大使館

6月29日、アビナデル大統領は、大統領令 401-21 により5月31日に発表した大統領令 349-21 の期間延長を発表しました。これにより、他の感染対策措置とともに夜間外出禁止令の実施期間が7月7日まで延長されます。

外出禁止時間や対象地域に変更はありません。国家特別区（Distrito Nacional）、サントドミンゴ県他23県（後述の7県以外）では、引き続き毎日の夜間外出禁止時間が午後6時から午前5時まで（帰宅のための移動は午後9時まで可）となります。

また、サンティアゴ県他6県（ドゥアルテ県、エスパイジャット県、ラアルタグラシア県、ラベীগ県、サマナ県及びプエルトプラタ県）での外出禁止時間は、月曜日から金曜日が午後10時から翌午前5時まで、また週末は午後9時から翌午前5時までとなります。それぞれ帰宅のための移動は午前0時までとなります。

なお、実施期間や外出禁止時間に変更される可能性もありますので、お出かけの際には最新情報の入手に努めてください。

今回の期間延長についての詳しい内容（スペイン語のみ）は、次のリンクからご確認いただけます。

○<https://presidencia.gob.do/decretos/decreto-401-21>

○<https://presidencia.gob.do/decretos/349-21>

【問い合わせ先】

在ドミニカ共和国日本国大使館領事部
EMBAJADA DEL JAPÓN EN LA REPÚBLICA DOMINICANA
TEL 1-809-567-3365 FAX 1-809-566-8013
consul@sd.mofa.go.jp